慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 藤田五郎著 近世農政史論：日本封建社会研究序説 |
| Sub Title | "The history of agricaltural policy in Tokugawa period" by G. Fujita |
| Author | 新保, 博 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1950 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.43, No.4 (1950. 10) ,p.271(63)- 277(69) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19501001-0063 |
| Abstract | |
| Notes | 書評 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19501001-0063 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

買繼問屋、廻船取扱人より出た廻船問屋は永く江戸商業の中樞をおさへ、彼らが大問屋として嚴として存在してゐる間は關西の出店はいつまでも仲買でしかあり得なかつた。然るに商品の大量輸送の必然の結果として、先づ傳馬宿より發達した問屋が衰へた。これが大傳馬町に於ける三河、遠江の問屋に替る伊勢商人の進出の端緒となる。廻船問屋は幕府公認の獨占的權力を更に其後永く維持してゐたが、十組仲間の成立によつて屈服し、と〻に流通市場に於ける上方商人の全き江戸制覇が見られることになり、元祿から享保にかけては障害を取除かれた上方商人の奔放なる發展が江戸に於いては見られるのである。史料の關係でずつと後年の事になるが、天保四年の「諸問屋名鑑」によると、大傳馬町組太物問屋二十二軒の内、伊勢商人は實に十四軒、伊勢出身上方商人が二軒、白子組太物問屋十二軒の内、伊勢出身上方商人が八軒の多きを占めるに至る。

**評書**

藤田五郎著

# 『近世農政史論』

——日本封建社會研究序説——

新保博

## 一

戰後「日本近代産業の生成」、「近世における農民層の階級分化」（『社會構成史體系』第五回）等をはじめとする幾多の論稿を發表し、そのすぐれた問題意義と大膽な分析とによつて學界に多くの問題を投げかけている藤田五郎氏は、最近『近世農政史論——日本封建社會研究序説——』（昭和二五年四月刊、お茶の水書房）を發表された。

およそ日本における近代社會の生成過程を問題とするとき、近世封建社會の究明を等閑にすることは出來ない。日本近代社會成立の特質、いわゆる「型」を一般に問題とする場合、かかる「型」の考察は「世界史的規模における共通の考察地盤」（一九一頁）、いわば「公分母」の上に立たねば無意味である。そこでまずこの「公分母」を明かにして、そのうえで「資本制生産の發生史的究明の視角に立つて」（七七頁）近世封建社會を明らかにしなければならない。この點を「純粋封建的土地所有と小農民經營とに關する問題、およびその解體から生じた『事實上の農民的土地所有』形態の問題」（序文三頁）を中心として考察したのが本書である。

周知のごとく、從來多くの人々によつて德川時代が「純粋封建制」であるか否かという點をめぐつて論爭がおこなわれた。その場合肯定的な論者によつて典據とされていたのは、例の『資本論』第一卷第廿四節註一九二の日本に關する記事「日本はその土地所有の純粋に封建的な組織と、その發達せる小農民經營とをもつて……」（長谷部譯第四分册三一三頁）である。論爭の對象たる「純粋封建的土地所有」の純粋の意味が「自給自足の自然經濟に立脚するところのそれこそ純粋の典型的な」という意味に漠然と豫定解釋されていた。「それならば、いつたい『純粋封建的土地所有組織』とその對應語『小農民經營』とは、そもそもいかなる概念であるのだろうか。あらためて一度學問的檢討を試みてみる必要があるのではないか」（三一頁）。

藤田氏はかかる反省から出發する。

まず藤田氏は「純粹封建的土地所有制」の内容を明らかにする手がかりとして、ベロウ著、堀米庸三譯「獨逸中世農業史」、高橋幸八郎氏「近代社會成立史論」をとりあげ、これに據りつつ「純粹封建的土地所有制」は、西歐において十二世紀頃ヴィリカチオン制（古典的莊園制）解體によつて生じた「純粹莊園領主制」と密接な關連があるとする。藤田氏によれば、ベロウのいう「純粹莊園領主制」段階の特徴は「領主の直營地經營の後退、從つて耕作農民の生産物地代段階の本格的成立（一部貨幣地代、また生産物地代より貨幣地代への必然的傾斜を示す）に求められる」（四二頁）。そしてこのような「純粹莊園領主制」における土地所有關係こそが「純粹封建的土地所有關係」として把握される。

この「純粹封建的土地所有制」の土臺となるのは、「自營農民」の「小農民經營」である。しかしこの「小農民經營」はいつの時代にも現われるもので、特定の歴史的段階にのみ現われるものでない。だが「この『小農民經營』が一般的に現われて、從つてこの社會の土地所有關係がまたそれによつて特徴づけられる」（七八頁）のは「古典的莊園段階のいわば古典的な封建的土地所有制が解體した後に現われる純粹封建的土地所有段階」（同上）においてである。



そして、かかる小農民經營が一般的に成立するに至つたのは、「直接生産者たる農民側自體における經濟的發展がその原動力であつた」（七九頁）。すなわち「商業的農業および農民的工業の急速な發展」（四六頁）といつた一定程度の「商品」經濟の發展を前提とするものである。このようにみてくると、前述のような「純粹封建的土地所有」の從來の規定は誤りで、それは「土地を分割・貸與せられた保有者農民（一般的・社會的に成立せる『小農民經營』）、換言すれば一定程度の「商品」經濟の發展を前提として成立せる『單純なる「獨立」農民的小經營』を基礎として結ばれた領主と農民との間の土地所有關係」（六四頁）であると考えるべきである。藤田氏は以上のように「純粹封建的土地所有」について、特徴的な新しい見解を示された。かかる新しい見解が支持されうるか否かの檢討は後ですることとして、つぎいて「純粹封建的土地所有」の發展・變貌について藤田氏の所説をみよう。

「生産物地代の本格的成立とともに、保有者農民――それは直營地を『分割・貸與』された農民――は、自己の土地における生産力の發展の効果を自己の土地の上に移行し得、もつてその社會的・經濟的地位の向上が展望され」（五三頁）る。その結果「事實上の『農民的土地所有』形態」が成立する。たとえばフランスの十六世紀の保有者農民がそれであつて、それは「封建的」土地所有者農民が現實の關係において、彼の世襲保有地に對してとるデ・ファクトの内容を指し、彼に屬するところの、當該土地の現實的享有權及び土地の自由処分權がかかる土地所有の本質を構成」（高橋氏前掲書八八頁註）している。かくて藤田氏は高橋氏の「近代社會成立史論」に據りつつ「事實上の農民的土地所有」なる範疇を置かれたのである。

この「事實上の農民的土地所有」は近代的土地所有成立の基體をなすものである。この點について長文をいとわず藤田氏の文節を引用すると「農奴制崩壞後領主直營地を分割・貸與せられた保有者農民が、その勞働力の社會的生産力の發展に基く貨幣地代への傾斜・轉化及びその更なる發展の過程において、一般に『事實上の農民的土地所有』形態をもたらすに至ると、同時にまたはすぐこれに續いて、これ等の中から一方の極における富裕なる『事實上の農民的土地所有』者、他の極における貧困なる『事實上の農民的土地所有』者を生み出すに至る。いまやこれらの農民層にとつては、一方において農民に對する土地收奪――資本の原始的蓄積行程を進行せしめ、一部富裕なる『事實上の農民的土地所有』者のその一部から資本家的農業經營を生み出さしめるに至るか……或いは他方において地代支拂義務から解放された眞に自由なる、完全に土地を所有する獨立農民＝制地的土地所有形態を生み出さしめるに至る……。まさにこ





こから自營農民層の眞に近代的な階級分解が進行しはじめるのであるが、そしてその進行過程は、各國それぞれの社會・經濟的條件によつて、それぞれの型を示しつつ……近代的進化の諸問題が展開してゆく」（一二二―二三頁）のである。

日本では明治以後急速な資本主義的發展をとげたのであるが、それを可能ならしめ、かつその特質を規定する要因・條件が、すでに江戸時代後半期に生成されつつあつたことを認めざるをえない。とすれば、「『發達せる小農經營』が見られるところ、換言すれば農業上の小經營としての生産樣式の發達が見られるところでは、未だその土地所有關係は範疇としての封建的土地所有關係に屬するものであつても、しかしこれを資本制的土地所有關係の發生史的究明の視角よりすれば、これをもつてただ單に範疇としての『小農經營』一般に屬するものであると言い切つて事足れりとするだけでは濟まされないのではないか」（八七頁）と思われる。かくて「『小農經營』についてもその歴史的諸段階が、そしてそれが『獨立自營農民』＝『制地的土地所有』に發展する諸關係が具體的に社會史的にそれぞれの歴史的諸局面において把握さるべきで」（八七―八頁）ある。かかる觀點から、藤田氏の「事實上の農民的土地所有」なる範疇が「過渡的」性格を擔うものとして現われたのである。從つてこの「事實上の農民的土地所有」論こそ、藤田氏の所説の中心を

なすものといえよう。しかしこの點についての檢討は後にまわして、藤田氏の所說をいましばらく追つてみよう。

## 二

以上のように日本の近代的進化の問題をとりあげるべき「公分母」として、藤田氏は「『純粹封建的土地所有制』とその發展・變化、ならびにこの土地所有制の基礎となる『小農民經營』とその發展・變化とについて」（一二五頁）考察を試みた後、「江戸時代の右の問題について、やや具體的に考察」される。

その場合例によつて、會津幕内村と同村の肝煎であつた佐瀨家がモデルとしてとりあげられている。藤田氏によれば「江戸時代の基本的な耕作農民＝本百姓は、基本的には生産物地代形態の、しかし一定段階の「商品」經濟の發展によつてもたらされた、單純な「獨立」農民的小經營者（「單純商品生産者」）である」（六頁）。したがつて、江戸時代少くともその前半期は「純粹封建的土地所有」段階にあるといえる。この場合、小農民經營の「一般的形成ということは、あきらかに農業勞働組織の進化に基く商業的農業（畑作）及び農民工業の發展なしに理解しえぬことである」（一四九頁）。換言すれば「中世的隷從であつた耕作農民がとくに畑作における商業的農業及びそれの加工たる農民工業の發展を典礎として、一般的に廣く本百姓として『獨立』分出して來るのである」（一五〇頁）。かくて「一般的に形成された小農民經營は、その後におけるその經濟力の發展によつて、他方階級分化を前進せしめつつ、元祿時代を頂點として『事實上の農民的土地所有』に到達」（一七〇頁）し、「他方その階級分化の進展は同じく元祿時代を頂點として、一方における富裕なる『事實上の農民的土地所有』者を出現せしめ、この層の農村における活躍を中心に、一種の農村における『經濟的繁榮』が出現し、封建領主にとつてはまさに一般的な『封建的危機』が到來」（同頁）する。これに對する「領主側の對應大系は直ちに用意發動され」（一八一頁）て「富裕なる『事實上の農民的土地所有』者は、かくて『豪農＝（寄生）地主』として上昇・轉化し」（一八一頁）、かくて「事實上の農民的土地所有」は半封建的土地所有として現われる、それはまた「工業における『事實上の賃勞働者』放出、農業における貸地小作現象の漸次の增加」（同頁）と對應している。

かくて江戸中期以降「事實上の農民的土地所有」の展開が認められる以上、「江戸中期以降に對して『割地的土地所有』範疇と嚴密に對立、區別した『小農民經營』範疇一點張りで單純に押し切つてしまうことは、非歷史的な見方である」（一八二頁）として、藤田氏は從來の諸論者に對して鋭い疑問を投げかけたのである。

## 三

以上筆者の理解する限りにおいて藤田氏の所說を辿つてきたのであるが、その斬新な問題提起と大膽な分析とについて注目すべき多くの問題をふくんでである。そこで以下それらの點につきいささか檢討してみよう。まず藤田氏は從來の「純粹封建的土地所有」の規定に對して鋭い疑問を提出されつつ、氏の新しい見解を展開された。だが遺憾ながらただちにそれを支持することは出來ない。「純粹封建的土地所有」の内容を規定するに際して、藤田氏はベロウの「純粹莊園領主制」と、高橋氏の「近代社會成立史論」中に引用されている、ブロックの生産物地代に對して與えた「純粹に封建的な」という呼稱を手がかりとして、上述のごとき理解を示されたのであるが、右にあげた典據だけで「純粹封建的土地所有」を「『純粹に封建的な』現物地代段階に照應する封建的土地所有關係」（五二頁）と規定することは、いささか大膽にすぎるのではあるまいか。更に本書についてみる限り、戰國時代から江戸時代初期にかけて生産物時代が本格的に成立し、自營農民＝小農民經營が一般的に形成されてきたという事實を確認することが重要なのであつて、それに對して疑問の多い「純粹封建的土地所有」なる規定を特に與える必要はないように思われる。この點藤田氏は餘りにも例の『資本論』の規定にこだわりすぎているきらいがある。だが氏の「概念規定」の特異さはこの「純粹封建的土地所有」に限るものでなく、氏の論著を通じてかなり多く認められる特徴である。

さて次に問題となるのは「純粹封建的土地所有」の基礎をなす小農民經營が「基本的には生産物地代形態の、しかし一定段階の「商品」經濟の發展によつてもたらされた、單純な「獨立」農民的小經營者（「單純商品生産者」）」であるとする點についてである。「單純商品生産」なる範疇が一の歷史的範疇として認められるか否かという點を別にしても「單純商品生産」なる範疇について充分な説明をくわえることなく、P・M・スウィージイによつて與えられた定義そのままを使用することは、重要な概念を使用するについていささか不用意にすぎると言わねばならぬ。さらに、一歩讓つて「單純商品生産」なる範疇を認めたとしても、それが商品生産である限り、小農民經營が生産物地代の段階にあるという點と矛盾すると思われる。生産物地代はたしかに「一定段階の「商品」經濟の發展によつてもたらされた」ものであるとはいえ、生産物地代は元來自然經濟を、農村家内工學と農業との合一を前提とするものであるから、生産物地代の段階における小農民經營はまだ商品生産をおこなうまでに至らず、その生産物が商品化することがあるが、それはあくまでも商品生産に基く商品化であるのではないと考えねばなら

ぬ。もしすでにその小農民經營が商品生産を營んでいるとすれば、それはもはや貨幣地代か、もしくはそれへの過渡的段階にあるものといわねばならない。かくて藤田氏の『單純な『獨立』農民的小經營』に對する規定は支持しがたいように思われる。

かくのごとく「純粋封建的土地所有」の土臺をなす小農民經營を「單純商品生産」であるとすることが認められまいとすれば、藤田氏のように、この點から直ちに「生産物地代の本格的に成立する土地保有者農民は、その經濟的地位の漸進によつて」（六一頁）「その程度はともかくも、いずれは一般に『事實上の農民的土地所有』形態に到達することも確實である」（一一九頁）ということは出來ない。たしかに「勞働地代段階より生産物地代段階に移動するとともに、農民の經濟的地位向上の展望が與えられ且つ同時に階級分化への緒が見えて來る」（九六頁）が、しかしこれはあくまでも可能性であつて、それが心然化するためには、やはり一定の社會的・經濟的條件とくに農民層の内部で商品生産の諸條件が成熟しているという條件を必要とする。しかるに藤田氏にあつては、この點の檢討があまりなされていない。それは氏が生産物地代段階における小農民經濟を「單純商品生産」と規定したことの當然の歸結であるといいうる。

さて次に「事實上の農民的土地所有」を問題としなければならない。藤田氏は自營農民＝小農民經營の一般的形成が見られるところでは「事實上の農民的土地所有」は「その程度はいろいろ見られても、ともかく一般的に成立することは疑いがない」（一二〇頁）とされる。そして藤田氏は「事實上の農民的土地所有」の指標を、高橋氏に據りつつ「農民保有地に賦課されている〔領主制的〕封建地代を支拂う限り、農民が自由に處分〔收益・賣却・交換・讓渡・相續・遺贈〕しうる」（高橋氏前掲書二六頁）點に求めている。しかしすでに述べたように一般的に形成された自營農民＝小農民經營がそのまま必然的に「事實上の農民的土地所有」を展開するものでなく、それが成立するための條件は、農業生産力の增大と商品流通に伴う農民經濟の小商品生産者化にあると考えねばならぬ。すなわち農民層の内部における商品生産の諸條件の成熟未成熟（これは封建的土地所有の強さに對應する）が「事實上の農民的土地所有」の成立を規定する條件となるのである。したがつて藤田氏のようにこの点をあまり問題とせず、單に「事實上の農民的土地所有」の標識を農民の保有地に對する處分權に求めようとするとき、近代的土地所有の成立すなわち農業における近代化の問題を、單に形成上の土地所有形態の展開の問題におきかえてしまう結果となる。

かくて本書において重要な地位を占める「事實上の農民的土地所有」が以上のような問題を含むとすれば、この「事實上の農民的土地所有」論を江戸時代後半期の本百姓に適用することも當然疑問となる。藤田氏によれば、江戸中期に成立する「事實上の農民的土地所有」は、日本では「封建的反動」の結果、西歐のごとく資本家的借地農や自由な土地所有農民やまた農業賃勞働者やを生みおとす方向には進まずに、（寄生）地主やまだ自由・自主的ならざる自作農や或いは小作農を生みおとす方向に進んでしまう（一八九―一九〇頁）。だが藤田氏においては、なぜ日本では右のような方向を辿つたのかあまり明らかにされていない。ところで、各國における近代的進化の特質「型」を問題とする場合右の點こそ正に問題とされねばならない。近代的進化の型を規定する窮極の要因は封建的土地所有が廢棄されているか否かという點にあり、そして外ならぬ「事實上の農民的土地所有」こそ封建的土地所有に對する否定的要素なのであり、その場合すでに述べたごとく農民層の内部で商品生産の諸條件が成熟しているか否かという點に焦點がおかれねばならない。しかし藤田氏のように西歐でも日本でもとにかく「事實上の農民的土地所有」の成立がみられるものとすれば、西歐と日本の近代的進化の差異は單に形態上のものにすぎなくなるといえよう。かくて藤田氏のごとき「事實上の農民的土地所有」論に立つ限り、日本の近代的進化の特質を充分明らかにしえないであろう。

以上、藤田氏の所説を簡單に檢討したのであるが、その意圖と鋭い問題提起については高く評價さるべきであろうが、しかし遺憾ながら「資本制生産の發生史的究明の立場に立つて、しかも一般に「封建的土地所有」といわれるものについてもまずその歴史的段階のあることを究明し、かつそれぞれの歴史的意味を、かかる資本制生産の發生史的究明の視角から檢討しようとする」（七七頁）氏書の意圖は充分成功したとは認められない。それは藤田氏が「公分母」を求めるのあまり、あまりにも形式的な規定に固執してその具體的内容の分析がいささか等閑にされた點に胚胎するものといえる。だがわれわれは藤田氏の「形式的規定」の背後にある實質的内容に注目するならば多くの示唆を本書から受けとることが出來るであろう。

藤田五郎著「近世農政史論」

**お詫び**

前月号にて当学会賛助会員、特別会員の御芳名を掲載いたしましたが、賛助会員の星月玉三氏は望月氏のあやまりにつき、ここにおわびの上、訂正申しあげます。